

○日中活動・就労活動に向けた福祉サービス
福祉サービスの中から、主なものをご紹介します。

介護給付

- ①居宅介護 自宅で入浴・排せつ・食事・身体介助等の介護等を行います。
- ②短期入所(ショートステイ) 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間・夜間も含め施設で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
- ③生活介護 常に介護を必要とする障がい者に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

訓練給付

- ①自立訓練(機能訓練・生活訓練) 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のため必要な訓練を行います。
- ②就労移行支援 一般企業等への就労を希望する障がい者に対して、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
- ③就労継続支援(A型=雇用、B型=非雇用) 一般企業等での就労が困難な障がい者に対して、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

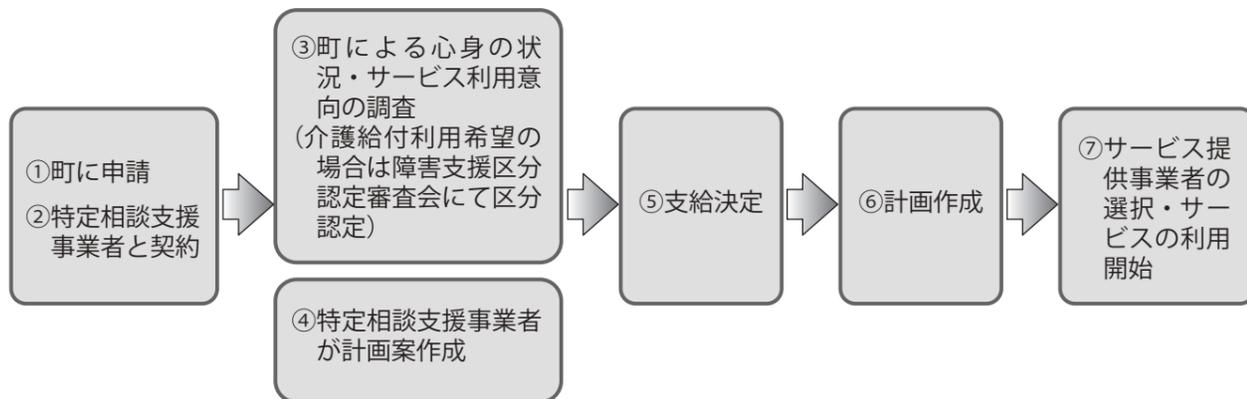
障害児通所サービス

- ①児童発達支援 療育が必要な未就学児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
- ②放課後等デイサービス 学校に就学している児童に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。

地域生活支援事業(サービス系)

- ①移動支援 社会生活上必要不可欠な外出など、社会参加が円滑にできるよう移動の支援を行います。
- ②日中一時支援 日中において監護するものがない障がい者(児)に対して、一時的に預かり、見守り等の支援を行います。

【福祉サービス利用までの流れ】



※今回ご紹介したものの以外にも、多数の福祉サービス等があります。

【お問い合わせ】 福祉部介護支援課 障害支援係 ☎945-5013

障害者の方が利用できる福祉制度のご案内

～12月3日から9日は障害者週間～

西原町では、障害のある方を支援するために、様々な福祉制度が用意されています。安心した生活、より良い生活環境を実現するために、お役立て下さい。

○障害者手帳について

障がいの種類により手帳には次の三種類があります。

- 身体障害者手帳：身体の障がいに関する手帳(1～6級)
- 療育手帳：知的障がいに関する手帳(A1、A2、B1、B2)
- 精神障害者保健福祉手帳：精神障がいに関する手帳(1～3級)

○障がい者が利用できる主な福祉制度

障がいの種類や手帳の等級によって、利用できる制度は異なります。

※障害者総合支援法における難病等の方も一部制度の対象となる場合があります。

	名称	制度の内容	問合せ先
生活に関すること	補装具・日常生活用具の給付	車椅子や入浴用いすなど、身体の機能を補うものや生活に必要な用具等を給付します。(一部介護保険制度優先)	問合せ先 介護支援課 (945-5013)
	住宅改修費の助成	身体に障害のある方に、住宅の玄関やトイレの段差解消などの住宅改修費用を助成します。	
	手話通訳者の派遣	学校・病院・仕事など、社会生活におけるコミュニケーションが必要な際に手話通訳者・要約筆記者を派遣します。(要事前申込)	
	障害者自動車運転免許取得費・改造費の助成	身体に障がいのある方が就労などのために、普通自動車運転免許を取得(下肢、体幹機能障害の程度が2級以上)または自動車の改造をする場合(上肢、下肢、体幹機能障害)その費用の一部を助成します。	
医療に関すること	重度障がい者への医療費の助成	身体障がい者(1・2級)、知的障がい者(A1・A2)の健康保険適用の医療費を助成します。	
	更生医療(自立支援医療)	身体に障がいのある18歳以上の方が、心臓の手術や人工透析などを行う場合、医療費の一部を公費で負担します。	
	精神通院医療(自立支援医療)	通院による精神医療を継続的に要する方の医療費を公費で負担します。	
	育成医療(自立支援医療)	身体に障がいのある18歳未満の方が、特定の治療に要する医療費の一部を公費で負担します。	
年金や手当に関すること	障害年金	20歳になる前又は年金加入期間中に病気やケガを負って初診を受け、障がいが残った場合に支給されます(納付期間等の要件あり。詳細はお問合わせください)	町民課 (945-5012)
	特別児童扶養手当	20歳未満の障がい児の保護者に支給されます。	こども福祉課 (945-5311)
	特別障害者手当	重度の障がい有するため、常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の方に支給されます。	介護支援課 (945-5013)
	障害児福祉手当	重度の障がい有するため、常時特別の介護を要する在宅の20歳未満の児童に支給されます。	
税金や交通等に関すること	所得税・住民税の控除 住民税の非課税	所得税や住民税の申告時に、障害者手帳の等級によって障害者控除が受けられます。また、所得が125万円以下の方は住民税が非課税となります。	北那覇税務署 (所得税:877-8787) 税務課 (住民税:945-4729)
	自動車税・自動車取得税	障がい者本人又は生計が一緒の方の自動車税、自動車取得税が減免になります。減免の範囲は障がいの種類・等級により異なります。	県自動車税事務所 (879-1627)介護支援課
	軽自動車税	障がい者本人又は生計が一緒の方の軽自動車税が減免になります。減免の範囲は障がいの種類・等級により異なります。	税務課 (945-4729)
	高速道路通行料金の割引	身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方が対象となります。障害の等級によって割引を受けられる対象範囲が異なります。	介護支援課 (945-5013)
	各種交通機関の割引	バス、タクシー、モノレールなどの運賃が障がい者割引で利用できます。利用する交通機関によって割引率が異なります。	各交通機関
	NHK受信料の減免	各種障害者手帳をお持ちの場合、NHK受信料を全額又は半額免除を受けられる場合があります。手帳の等級や課税の状況により免除できる範囲が異なります。	NHK沖縄放送局 (865-2222) 介護支援課

※詳細については、各機関へお問合せ下さい。